

## 監査報告書

令和6年6月11日

公立大学法人三重県立看護大学  
理事長 片 田 範 子 様

公立大学法人三重県立看護大学

監事

後藤貞明



私は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、法人におけるガバナンス体制や、理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告及び説明を受け、検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 内部統制システムを確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- (4) 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認め  
る。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類は除く。）は、財政状態、運営状況及びキャッシ  
ュ・フローの状況を適正に表示していると認める。
- (6) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (7) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められな  
い。
- (8) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (9) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (10) 公立大学法人三重県立看護大学修学支援基金（以下「同基金」という。）への受  
入額及び同基金からの支出額等の明細書は、同基金の収支等の状況を正しく示して  
いると認める。

# 監査報告書

令和 6 年 6 月 11 日

公立大学法人三重県立看護大学  
理事長 片 田 範 子 様

公立大学法人三重県立看護大学

監事 、 1 、 小 明 子



私は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度における業務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、法人におけるガバナンス体制や、理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告及び説明を受け、検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 内部統制システムを確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- (4) 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認め  
る。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類は除く。）は、財政状態、運営状況及びキャッシ  
ュ・フローの状況を適正に表示していると認める。
- (6) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (7) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められな  
い。
- (8) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (9) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (10) 公立大学法人三重県立看護大学修学支援基金（以下「同基金」という。）への受  
入額及び同基金からの支出額等の明細書は、同基金の収支等の状況を正しく示してい  
ると認める。



## 独立監査人の監査報告書

公立大学法人三重県立看護大学

第15期  
自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

有限責任 あづさ監査法人

2024年6月  
監査報告書  
監査対象 財務諸表  
その他の報告事項の対象 利益の処分に関する書類(案)  
事業報告書(会計に関する部分に限る)  
決算報告書

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

## 独立監査人の監査報告書

令和6年6月11日

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 片田範子様

有限責任あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 時々輪彰久

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく監査に準じて、公立大学法人三重県立看護大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、公立大学法人三重県立看護大学の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、公立大学法人から独立しており、また、会計監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

#### 他の記載内容

他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び地方独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

### 会計監査人の報告

当監査法人は、法第35条第1項の規定に基づく監査に準じて、公立大学法人三重県立看護大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第15期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、公立大学法人三重県立看護大学の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

### **理事長及び監事の責任**

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

### **会計監査人の責任**

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか並びに決算報告書が理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

### **利害関係**

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上